

事務連絡
令和3年6月16日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部(局)市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する令和3年7月1日以降の財政支援の取扱いについて

令和2年7月豪雨により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する財政支援については、「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(保険者向け)」(令和2年10月27日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)並びに「令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準等について」(令和2年8月3日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡)及び「令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」(令和2年8月3日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)に基づいて行ってきたところです。

また、その財政支援の期間については、「令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」(令和3年2月17日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡)により、令和3年6月30日まで延長してきたところです。

今般、一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する財政支援を令和3年7月1日以降も下記のとおり実施することとしましたので、内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係団体において適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

令和2年7月豪雨に伴う災害により災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される市町村(以下「災害救助法適用市町村」という。)及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る令和3年7月1日から同年12月31日の間の一部負担金の免除を行った場合は、次に掲げる場合に依りて、それぞれに定める割合に相当する額を、特別調整交付金により財政支援する予定であること。ただし、後期高齢者医療については、構成市町村ごとに算定すること。

- (1) 一部負担金免除総額（令和3年7月から同年12月診療分に限る。以下同じ。）が、一部負担金総額（令和3年7月から同年12月診療分に限る。以下同じ。）の3%以上（後期高齢者においては1%以上）である場合（(2)（3）（4）に該当する場合を除く。）
一部負担金免除総額の10分の8相当額
- (2) 一部負担金免除総額が、一部負担金総額の10%以上である場合（(3)（4）に該当する場合を除く。）
一部負担金免除総額の10分の9相当額
- (3) 一部負担金免除総額が、一部負担金総額の20%以上である場合（(4)に該当する場合を除く。）
一部負担金免除総額の10分の9.5相当額
- (4) 一部負担金免除総額が、一部負担金総額の30%以上である場合
一部負担金免除総額の10分の10相当額

2 保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る保険料（税）額（令和3年7月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料（税）であって、令和3年7月分から12月分までに相当する月割算定額に限る。以下同じ。）について減免を行った場合は、次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額を特別調整交付金により財政支援する予定であること。ただし、後期高齢者医療については、構成市町村ごとに算定すること。

- (1) 保険料（税）減免総額（令和3年7月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）であって、令和3年7月から同年12月までの月割算定額に係る減免総額をいう。以下同じ。）が、市町村調整対象需要額（令和3年7月から同年12月分相当額に限る。以下同じ。）の3%以上（後期高齢者医療においては、調整前調整対象需要額（令和3年7月から同年12月分相当額に限る。以下同じ。）の1%以上）である場合（(2)（3）（4）に該当する場合を除く。）
保険料（税）減免総額の10分の8相当額
- (2) 保険料（税）減免総額が、市町村調整対象需要額等（市町村調整対象需要額及び調整前調整対象需要額をいう。以下同じ。）の10%以上である場合（(3)（4）に該当する場合を除く）
保険料（税）減免総額の10分の9相当額
- (3) 保険料（税）減免総額が、市町村調整対象需要額等の20%以上である場合（(4)に該当する場合を除く）
保険料（税）減免総額の10分の9.5相当額
- (4) 保険料（税）減免総額が、市町村調整対象需要額等の30%以上である場合
保険料（税）減免総額の10分の10相当額